

知って得する経営者の基礎知識①

# 労働保険の加入についてのQ&A

村田社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 村田 祥子

# 労働保険とは、労災保険と雇用保険の2つの保険の総称です。

## ○労災保険 (労働者災害補償保険)

労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています

## ○雇用保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自ら教育訓練を受けた場合等に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています

# 目次

Q1.労働保険って誰が入らないといけないの？

Q2.労働保険の対象にならない人っているの？

Q3.加入の手続きはどこに行けばいいの？

Q4.年間の保険料はいくらかかるの？

Q5.加入手続きを怠っていた場合はどおなるの？

- ・ 義務なの？

- ・ 事故なんて無いから入りたくない。

- ・ うちアルバイト1人いるだけの小さなお店だよ。

## Q1

# 労働保険って誰が入らないといけないの？

## A1. 労災保険

アルバイト、パート、  
正社員等名称や雇用形  
態にかかわらず、**労働  
者を1人でも雇ってい  
るお店は加入義務があ  
ります**

- ・ 学生アルバイトだけ  
⇒ 加入義務 あり
- ・ 外国人を雇っている  
⇒ 加入義務 あり

## A1. 雇用保険

労災保険加入者のうち、  
1週間の所定労働時間が  
**20時間以上**であり、  
かつ31日以上の雇用  
見込みがあれば**加入義務**  
があります

- ・ 昼間学生アルバイト  
⇒ 加入義務 なし
- ・ 外国人を雇っている  
⇒ 加入義務 あり



# Q2

労働保険の対象にならない  
人っている  
の？

## A2.

**労働者でない人**です。

労働者とは、職業の種類にかかわらず、お店（事業）に使用される者で、労働の対価として賃金が支払われる者のことをいいます

- ・ 経営者1人だけでお店をやっている  
⇒ 加入対象外

- ・ 経営者と同居の親族のみでお店をやっている  
⇒ 基本的には加入対象外だが実態により、加入義務対象となる場合がある

- ・ 請負契約や業務委託契約を結んでいる  
⇒ 基本的には加入対象外だが実態により、加入義務対象となる場合がある



Q3

加入の手続きは  
どこに行けば  
いいの？

# A3

## 労災保険 ⇒労働基準監督署

## 雇用保険 ⇒ハローワーク (公共職業安定所)

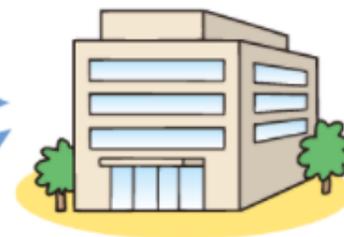
### 一元適用事業の場合

※一元適用事業とは、労災保険と雇用保険の保険料の申告・納付等に関して両保険を一元的に取扱う事業です。

- ① 保険関係成立届  
(保険関係が成立した日の翌日から起算して10日以内)
- ② 概算保険料申告書  
(保険関係が成立した日の翌日から起算して50日以内)
- ③ 雇用保険適用事業所設置届  
(設置の日の翌日から起算して10日以内)
- ④ 雇用保険被保険者資格取得届  
(資格取得の事実があった日の翌月10日まで)

いずれかに

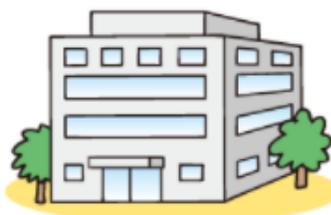
労働基準監督署 (所轄)



都道府県労働局 (所轄)

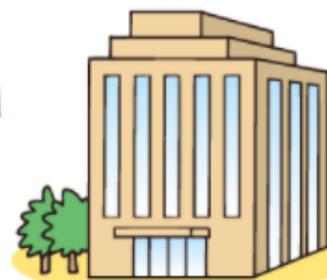


公共職業安定所 (所轄)



日本銀行

(代理店、繰入代理店(全国の銀行、信用金庫の本店又は支店、郵便局)でも可)



- 注1. ①の手続を行った後または同時に、②の手続を行います。
- 2. ①の手続を行った後に、③及び④の手続を行います。

労働基準監督署又は公共職業安定所の所在地は右のQRコードから確認できます。

労働基準監督署



公共職業安定所  
(ハローワーク)





Q4.年間の保険料  
はいくらかかる  
の？

## A4\_飲食店の保険料率

### 労災保険

⇒ 3/1,000

(プラス 一般拠出0.02/1,000)

### 雇用保険

⇒ 9/1,000

(事業主負担分6/1,000+被保険者負担分3/1,000)

(例1) 月々10万円 (週25時間勤務) の従業員1人  
ボーナスなし

年間賃金額 120万円の従業員がいた場合

労災保険料 120万円 × 3/1,000 = 3,600円

一般拠出金 120万円 × 0.02/1,000 = 24円

雇用保険 120万円 × 9/1,000 = 10,800円

年間労働保険料 14,424円

(例2) 月々8万円 (週15時間勤務) の従業員1人  
ボーナスなし

年間賃金額 96万円の従業員がいた場合

労災保険料 96万円 × 3/1,000 = 2,880円

一般拠出金 96万円 × 0.02/1,000 = 19円

雇用保険 加入対象外

年間労働保険料 2,899円



Q5. 加入手続きを  
怠っていた場合  
は？

# A5

## 1.遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

---

労働保険は、政府が管理運営している強制的な保険であり、原則として労働者（パート・アルバイトを含む）を一人でも雇っていれば、事業主は労働保険の加入手続きを行い、労働保険料を納めなければなりません。

---

加入手続きを行うよう指導を受けたにもかかわらず、自主的な加入を行わず再三の加入勧奨によっても加入しない事業主については、職権により加入手続きを行い労働保険料を遡って徴収、併せて追徴金を徴収することになります。

---

また、労働保険料や追徴金を支払っていただけない場合には、滞納者の財産について差し押さえ等の処分を行います。

# A5

## 2.労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部または一部を徴収します

事業主が故意又は重大な過失により労災保険の加入手続を行っていない期間中に労働災害が発生し、労災給付を行った場合は、事業主から労働保険料を遡って徴収（併せて追徴金を徴収）するほか、労災給付に要した費用の100%又は40%を徴収することになります。

### 費用徴収の適用となる事業主等

労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、手続を行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合



事業主が「**故意**」に手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**100%**を徴収

労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けてはいないものの、労災保険の適用事業となったときから1年を経過して、なお手続を行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合



事業主が「**重大な過失**」により手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**40%**を徴収

※療養開始後3年間に支給されるものに限り。また、療養（補償）給付及び介護（補償）給付は除かれます。

# A5

## 3.事業主のための 助成金が受け られません。

雇用調整助成金（休業によって雇用の維持をはかる事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高年齢者や障害者など、就職が困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合は、受給できない可能性があります。

## 最後に

労働保険は、飲食店の営業許可証と同じく絶対に必要なものであり事業主として加入義務があります。

労働者を雇ったら必ず加入をしましょう！

・今後、労災保険の給付の内容や事業主が加入できる労災の特別加入についても配信していきます。